

データ市場に係る競争政策に関する検討会 報告書（概要）

公正取引委員会競争政策研究センター
令和3年6月

データ市場の概観

- データは、「21世紀の石油」などと呼ばれ、デジタル時代における競争力の源泉であるとの認識が広がりつつある中、サイバー空間だけでなく、フィジカル空間での利活用の動きもある。
- 例えば、農業、海運、医療、放送、電力、モビリティ等の分野において、様々な事業者による様々なデータを共有の基盤に集積し、新たなビジネス等のために利活用する取組がみられるほか、工場やプラントの機械等から生成されるデータについて取引を成立させるデータ取引市場や情報銀行といったビジネスモデルも出てきているなど、仲介者を介したデータの取引という新たな形でのデータの流通・利活用が現れ始めている。

データ流通の場「データ市場」

本報告書では、「データ市場」を、データの生成から利用に至るまでのプロセスの各段階における様々なデータに係る取引の場だけではなく、データを活用した商品・サービスがエンドユーザーに提供される場も含めたデータ流通の場と広く解した上で、競争政策上の課題等を整理

データ生成から利用までの流れ

生成

収集

蓄積

加工

分析

利用

データの分類・特性

データの分類

事業者の事業活動等において生じる「産業データ」,
個人に関するデータである「パーソナルデータ」に分類できる

データの特性

- 複製が技術的に容易
- 一般的には排他的な占有を観念できない
- 集積・解析によって、はじめてその利用価値が生じる
- ネットワーク効果が生じる商品の使用から得られるデータの場合、「データの集積→商品の機能向上→更なるデータの集積→更なる機能の向上」というメカニズムが働く可能性がある
- 規模の経済・範囲の経済が働く可能性がある
- ビッグデータは、「volume（量）」「variety（多様性）」「velocity（速度）」により特徴付けられ、これらの特徴から「value（価値）」が生み出されるとして、これらを合わせ「4V」と表現されることがある
- 公共財のように、複数の者で利用しても効用が減少しない非競合性を有するため、経済学的には可能な限り流通させることが合理的

各国政府における取組

日本

- 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月閣議決定）では、電子行政，健康・医療・介護，観光，金融，農林水産，移動等を重点分野とし，各分野において，情報銀行等の社会実装に向けた取組を進めること等が示されている。
- 「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月閣議決定）においても，データの信頼性を確保するためのデータの提供主体の真正性等に関わる共通ルールの整理，データ駆動型社会の先進的なモデルの社会実装としての情報銀行やデータ取引市場等の取組の推進，分野間データ連携基盤技術の整備等が目標として挙げられている。
- 令和2年10月から「データ戦略タスクフォース」が開催され，令和3年6月に，行政におけるデータ行動原則の構築，トラスト基盤構築に向けた論点整理，データ流通を促進するためのルールの整理，ベース・レジストリ※の指定及び整備に向けた課題の抽出等の内容を含む「包括的データ戦略」（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月閣議決定）別紙）が策定された。
※ 公的機関等で登録・公開され参照される，人，法人，土地，建物，資格等の社会の基本データからなるデータベース（データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ（令和2年12月））。

EU

- 「欧州データ戦略」（2020年2月）では，安全・容易にデータにアクセスできる場（データスペース）の創出に向けて，データ契約の適正化，強制的なデータアクセス，データ共有サービスの信頼性強化等のアプローチを盛り込んだデータ法制（データ法・データガバナンス法）等の枠組みを提示
- 競争的かつ公正なデジタル市場の確保のために，巨大デジタル・プラットフォーム事業者に対し一定の義務を課す「事前規制」を盛り込んだ「デジタル市場法」を提案（2020年12月）

競争政策の観点からの検討

ネットワーク効果等により、多くのデータを集積するデジタル・プラットフォーム事業者等による独占化・寡占化、競争者排除・新規参入阻害に係る懸念がある。それらの対応に当たってはイノベーションを阻害するような過度な介入とならないよう留意が必要。

産業データ

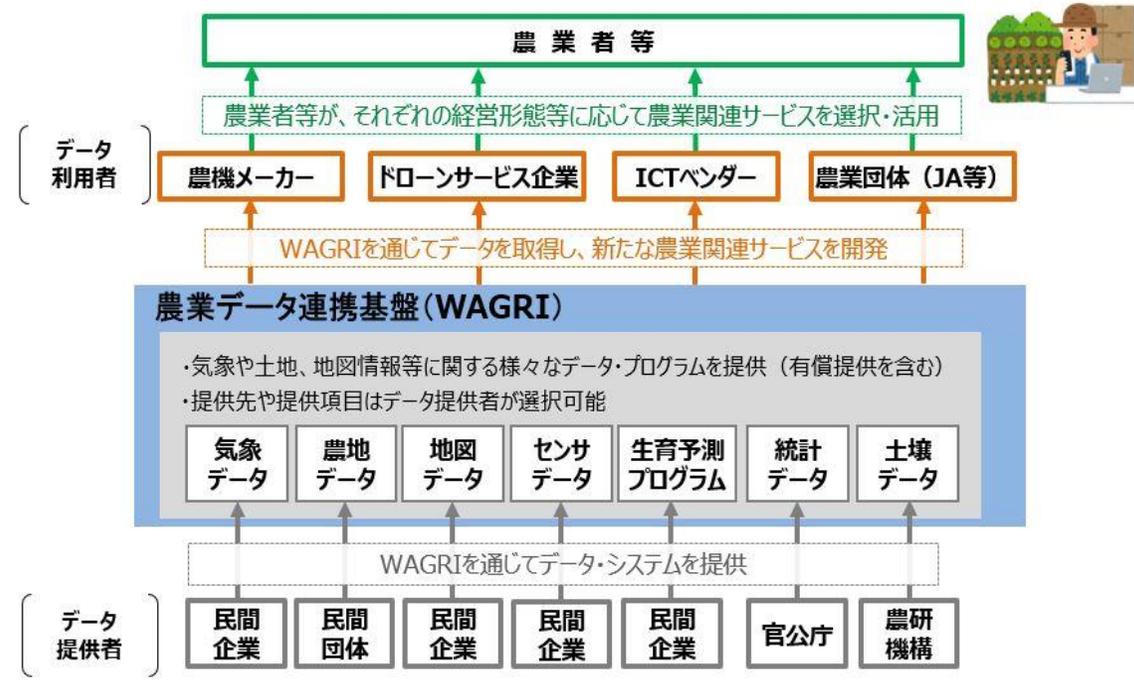
データ取引に係る権利義務について明確にすることが重要であることを踏まえ、データ取引に係る事業者の懸念に対応した仕組み作りを通じた環境整備が必要

パーソナルデータ

競争、データ保護及び消費者保護の3つについて別個に議論するのではなく、バランスに留意して三位一体で議論することが重要

産業データに係る取組の事例

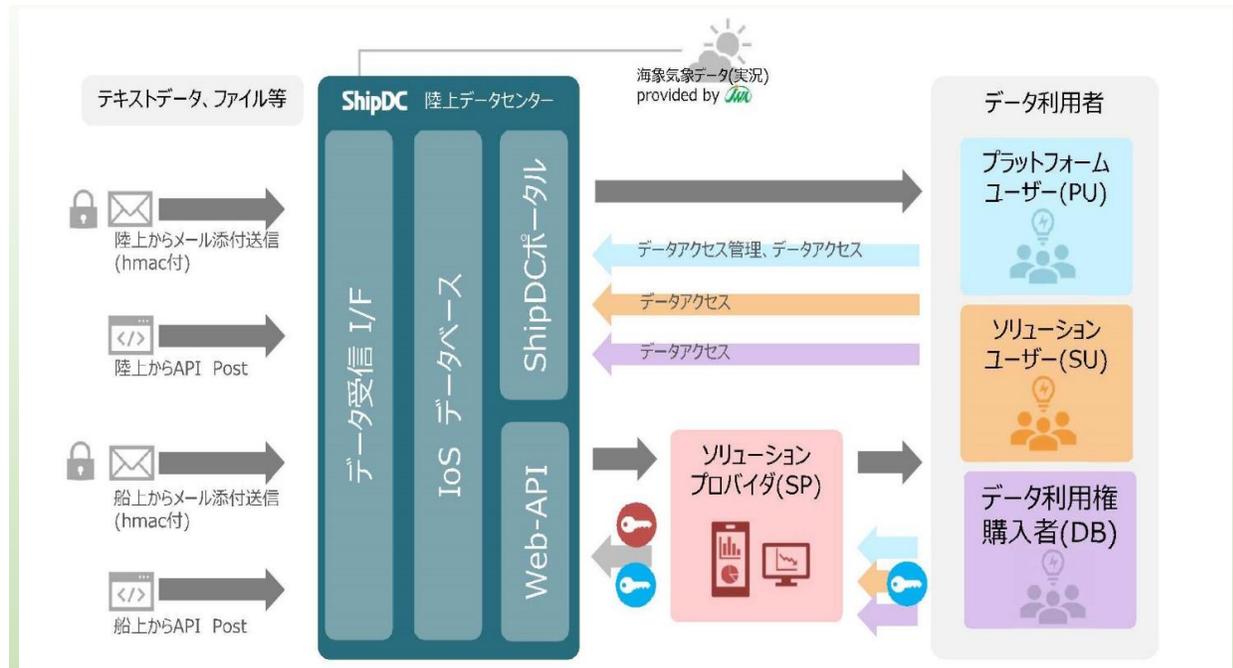
WAGRI（農業）



(出典) 農林水産省Webサイト「農業データ連携基盤WAGRIの推進」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/forum/R2smaforum/oudan/seika85.html>

データ連携・共有・提供機能を有するデータプラットフォームであり、農機メーカーやICTベンダーといったデータ利用者は、民間企業、団体、官公庁等から提供されたデータを参照・取得し、農業者への新たなサービスにいかすことが可能

IoS-OP（海運）



(出典) 本検討会第3回会合資料1「船舶IoTデータ共有基盤“IoS-OP”の取組」

船舶の運航データを活用するためのプラットフォームであり、船主、船舶管理会社等から、船舶機器や船位等に係るデータの提供を受け、それらを集積し、造船所や船舶機器メーカー等がデータを取得・利用することが可能

6つのポイント

① 多くの関係者の参加を得た仕組み構築等

- データ利活用の仕組みを構築するに当たっては、実際の運用段階で、必要なデータが十分に集積されず、商品等の開発・提供が進まないといった事態を避ける等の観点から、できるだけ多くの関係者の参加を得て、各々のニーズを踏まえて進めていくことが重要。
- パーソナルデータの場合には、個人の安心・信頼を得られるような形で利活用できるようにするため、例えば、政府等も関与して、より丁寧な検討を行って仕組みを構築していくことが望ましい。
- データを活用した事業から撤退する場合にサービスを利用していた個人が不利益を被ることにならないよう、ルールを事前に策定しておくことが望ましい。その際、かかるルールが過度な参入障壁にならないようにすることにも留意する必要がある。

② データへの自由かつ容易なアクセス

- データ生成等に係るインセンティブ確保に留意しつつ、例えば、データの加工・分析等によって得られた結果やノウハウ等の他事業者等に対するサービス提供への活用が不当に妨げられることがなく、より多くの事業者がデータに自由かつ容易にアクセスできることが望ましい。

6つのポイント（続）

③ 協調領域・競争領域それぞれにおける政府等による取組

- 協調領域については、関連の制度改正・契約事項や条件等を網羅的に整理したガイドライン作成や行政保有データのオープン化等、事業者の取組を後押しすることが、競争領域については、競争を阻害する行為を規制すること等が求められる。

④ データポータビリティ・インターオペラビリティの確保

- スイッチングの容易化や並行利用の環境整備のために、データポータビリティの確保が重要。
- 特にパーソナルデータについては、データポータビリティの実効性確保のため、例えば、仲介事業者について、一定の要件を満たし認定を受けた者が、個人に代わってデータポータビリティを実現するといった仕組みも考えられる。
- 異なるシステム間でのインターオペラビリティ（相互運用性）の確保については、参入コストやイノベーションの観点から丁寧な検討が必要。

6つのポイント（続）

⑤ プライバシーに対する懸念

- 個人の安心・信頼を得られるように、パーソナルデータの取扱いについての説明の質を高め、適切に同意を取得すること等が重要。
- 例えば、デジタル・プラットフォーム事業者等により気付かぬうちにデータが集約・統合されるといった状況にあることを踏まえ、事業者が個人に不利益をもたらさないよう配慮・取扱いを行う一定の義務を負うとの考え方によるプラスアルファのルール等について検討していくことも考えられる。

⑥ 仲介事業者、デジタル・プラットフォーム事業者に対するルール

- データ取引市場や情報銀行等を運営する仲介事業者は、デジタル・プラットフォーム事業者同様、規模の経済やネットワーク効果が働き、独占化・寡占化が進みやすく、競争政策の観点から弊害が生じることも考えられる。このため、特に成熟期の市場では、必要に応じて、独占禁止法の枠組みに加えて、「事前規制」も含めた対応を検討することも考えられる。
- デジタル・プラットフォーム事業者によるデータの囲い込みに対しては、データポータビリティ等の確保のほか、他事業者からの公平なアクセスを可能とすること等が考えられる。

(参考)「データ市場に係る競争政策に関する検討会」について

概要

開催趣旨

- データは競争力の源泉であるとの認識が広がりつつある中で、スピードの速いデジタル時代の競争の場は、データを活用してフィジカル(現実)空間のビジネスの高度化を図る場に移行するとの見方がなされている。
- 世界においては、欧州委員会がデータの重要性に着目した新たな戦略を公表するなど、急速に変化するデジタル時代における競争を念頭に置いて、安全かつ高品質・大量のデータに容易にアクセスできるような場を創出するための取組が進められている。また、我が国政府においても、昨年10月に、21世紀のデジタル国家にふさわしいデータ活用基盤の構築に向けたデータ戦略を策定するための検討に着手している。
- このような状況において、競争政策の観点からも、データを活用した事業における競争をより活発にするための方策につき検討を進めていくことは、デジタル時代における日本経済の発展を目指す上で大きな意義を有するものと考えられることから、データ市場に関して競争政策上の諸論点や課題について研究を行うことを目的として、「データ市場に係る競争政策に関する検討会」を開催する。

研究テーマ

- データ市場に関しての競争政策上の諸論点・課題

委員

	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 准教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 弁護士
	クロサカ タツヤ	株式会社企 代表取締役
	小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所 ICTメディアコンサルティング部 パブリックポリシーグループマネージャー／上級コンサルタント
座長	伊永 大輔	東京都立大学大学院法学政治学研究科 教授
	松島 法明	大阪大学社会経済研究所 教授 (競争政策研究センター 所長)
	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科 教授
	渡辺 安虎	東京大学大学院経済学研究科 教授, 東京大学エコノミックコンサルティング株式会社 取締役

(参考) 検討経緯

開催日程等	議題	発表者
第1回 (令和2年) 11月20日	○ 「データ市場に係る競争政策に関する検討会」の開催について	
	○ データ市場に係る現状	クロサカ委員
	○ データの特性等について	
第2回 12月21日	○ 「データ市場に係る競争政策に関する検討会」における論点(案)	
	○ データの収集・利活用等に関する競争政策上の考え方について	
	○ 個人情報の活用とプライバシー	松島座長
	○ 欧州におけるデータ関連政策の状況	生貝委員
第3回 (令和3年) 1月19日	○ 船舶IoTデータ共有基盤“IoS-OP”の取組	株式会社シップデータセンター
	○ AI・データの利用に関する契約ガイドラインの概要	経済産業省
	○ 農業分野におけるデータ活用について	
第4回 2月9日	○ 「情報銀行」の取組みについて	一般社団法人日本IT団体連盟
	○ IoTデータに係るルールとプラットフォーマーの動向	小林委員
	○ 医療分野におけるデータ利活用の取組	
第5回 3月17日	○ 自由討議	—
第6回 4月7日	○ 個人情報保護法改正によるデータ流通への影響	板倉委員
	○ 検討会報告書の方向性等	
第7回 4月30日	○ 検討会報告書(骨子)	—
第8回 5月24日	○ 検討会報告書(案)	—